

資料3 - 3

刑事第一審通常訴訟事件の自白・否認別平均審理期間，平均開廷回数，平均開廷間隔，平均取調べ証人数（平成10～14年）

地方裁判所

区分 年度	終局		自						認								
	総人員	終局人員	平均審理期間（月）			平均開廷間隔（月）			終局人員	平均取調べ証人数（人）	平均審理期間（月）			平均開廷間隔（月）			
			受理から 終局まで	受理から 第1回 公判期日 まで	第1回 公判期日 から終局 まで	平均開廷 回数 （回）	受理から 終局まで	受理から 第1回 公判期日 から終局 まで			第1回 公判期日 から終局 まで	平均開廷 回数 （回）	受理から 終局まで	受理から 第1回 公判期日 から終局 まで	第1回 公判期日 から終局 まで	平均開廷 回数 （回）	
平成10年	80,287	(82.9) 66,780	2.7	1.8	1.1	2.8	1.2	0.8	0.7	(6.6) 3,880	10.2	1.9	0.1	7.8	1.3	1.0	2.9
11	81,048	(82.9) 67,000	2.7	1.8	1.1	2.8	1.2	0.8	0.7	(6.6) 4,050	10.2	1.9	0.1	7.8	1.2	1.0	2.9
12	89,188	(82.0) 73,118	2.7	1.8	1.1	2.8	1.2	0.8	0.7	(6.8) 4,554	9.8	1.9	0.1	7.8	1.3	1.0	2.9
13	76,879	(81.5) 62,584	2.8	1.8	1.2	2.4	1.2	0.8	0.7	(7.1) 5,225	9.7	1.9	0.1	7.8	1.3	1.0	2.9
14	76,878	(81.8) 62,758	2.8	1.8	1.2	2.8	1.2	0.8	0.7	(6.7) 5,011	9.4	1.9	0.1	7.8	1.3	1.0	2.8

(注)

1.「自白」とは，終局の段階において，すべての公訴事実を認め，かつ，法律上犯罪の成立を妨げる理由又は刑の減免の理由となる事実を主張していない場合をいい，「否認」とは，終局の段階において，公訴事実の全部若しくは一部を争い，又は，公訴事実を認めながら法律上犯罪の成立を妨げる理由若しくは刑の減免の理由となる事実を主張した場合及び被告人が終局の段階まで黙秘していた場合をいう。

2.平均開廷間隔は，平均審理期間を平均開廷回数で除したものである。

3.()内は，終局総人員(被告事件についての陳述に入らずに終局した事件を含む。)に対する%である。